

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3062号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>



継がれる結(ゆい)の心(岐阜県白川村)

もくじ

- 情 報
- フォーラム
- 政 策
- 活 動
- 論 説

町村Navii.....

「幸せを感じられる地域づくり」
〜ふじさとReデザインプロジェクト〜秋田県藤里町..... (12)

「未来投資会議」に荒木会長が出席
地方移住、就労に支援金85億円IIマッチングの仕組み構築もII
I2019年度地方創生関係予算概算要求I..... (8)

町村I存亡の危機をしのぎ切る..... 東京大学名誉教授 大森 彌..... (5)

「継がれる結」の心..... (2)

コラム

旧旧村

福島大学教授

生源寺 眞一

出張先のビジネスホテルで、朝食時のテレビの画面に目が釘付けになった。北海道を襲った胆振東部地震を伝えた映像で、山林崩落による大量の土砂が農地や建物に覆いかぶさっている。目が釘付けになったのは、それが旧知の厚真町の森と水田のリアルな画像だったからだ。農家調査で何日も現地を訪れた経験があったことが、言い知れぬ強い衝撃につながった。30年以上も前のことなのだが、緩やかな傾斜の田んぼと素朴な風情の用水路が目に見え、農家のおばあさんの話も忘れられない。ハウソウを植えに行った小学校、現代語に直せば、種痘の接種に集まった小学校でのおしゃべりが、近隣の若き嫁たちの楽しみだったというのだ。

時間の経過とともに冷静さを取り戻してからは、今回のニュースに別の意味での感懐の念を抱くことになった。それは平成の大合併をくり抜いて厚真町が厚真町であり続けたことについてだ。そうだからこそ、テレビの第一報が厚真という地名を発信し、それが私自身の衝撃につながったわけである。実を言

えば、西日本豪雨に見舞われた被災地にも、かつて調査で滞在した地域がいくつかあったのだが、合併の進んだ市町村の現在の名称が報じられた段階では、かつての訪問先を認識できなかったケースがある。

厚真町は平成の大合併だけでなく、昭和30年代の大合併の際にも、同じ自治体を継続する経過をたどっている。いまの時点で表現するならば、旧旧村が現在もそのまま維持されているわけである。地域社会のまとまりという点で、また、地域の皆さんの帰属意識という点で、旧旧村の大切な役割を改めて認識させられた次第である。外部の人間がとやかく口出しすべきではないなどと言われそうだが、都市の郊外で生まれ育った私にも共有できる面があると思う。

旧旧村が小学校の区域と重なっている場合が多いからである。徒歩による交流を前提とした生活圏という意味で、小学校区は都市近郊出身の人間にとっても、アイデンティティを実感できる空間なのである。

写真キャプション

白川郷で昔から大切にされている「結」の心。「結」とは相互扶助のことで、合掌造りの茅葺屋根の葺き替えを村人総出で行うなど、その精神は現代にも受け継がれている。独自に築かれた「結」の心は、人との繋がりや絆の大切さを再確認できる心よりどころともなっている。

視 点

町村——存亡の危機をしのぎ切る

東京大学名誉教授 大森 彌

「強力な合併推進」の波

1999（平成11）年4月1日、市町村総数は3229、うち町村は2558、市は671であった。「平成の大合併」を経て、2018（平成30）年4月1日現在、市町村総数は1718、うち町村は927、市は791となっている。町村は1631も減った。「強力な合併推進」という大波が町村に押し寄せたのである。地方分権改革を進めるには受け皿の整備が必要だ、それには規模を大きくしなければならぬ、しかも町村より市のほうが格上だから小規模な町村をなくして市にすることはめざしたいことだ、と考えられた。拡大主義と昇格主義による「町村たみ」であったという過言ではない。

国が進めた「平成の大合併」は「フ

ルセット型の総合行政主体としての基礎自治体の形成」をめざすものであった。それは、「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまでに以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。」（2003年11月の第27次地方制度調査会答申）という見方に表われていた。

このような総合行政主体としての基礎自治体の形成を想定すれば、それに合致するまで合併を進めるか、あるいは、合併に至らない小規模な町村をいわずに規格外とみなし別の扱いをしなければならぬことになる。ここから例の「事務配分特例方式」（小規模町村の事務を窓口業務などに限

り、他は都道府県に義務付ける）が出てきた。これに町村は強く反発した。

道州制推進基本法案への対応

町村に押し寄せた大波は合併だけではなかった。「道州制推進基本法案」をめぐる動きも顕在化した。「道州制とは道州と基礎自治体によって構成される地方自治制度」とされ、この下では、「基礎自治体」は「都道府県及び市町村の権限をおおむね併せもつ」とされ、一定規模以下の市町村の再編が必至となるため、現存の町村をほぼ皆無にしていく案と

いってよかった。

道州制という「基礎自治体」は、現存する市町村ではなく、まさに「フルセット型の総合行政主体としての基礎自治体」のことである。町村の存亡に関わる構想であったか

ら、全国町村会・全国町村議会議長会は、この法案に対して峻拒に近い形で反対運動を展開した。

「平成の大合併」は幕引きとなり、道州制推進基本法案は棚上げになっている。現在、市町村のうち、しばしば「小規模」の代名詞のように扱われている人口1万人未満の団体数は505あり、全体の約29%を占めている。あれほど「鉛と鞭」で押し進めた合併運動の後でも、小中大的多様な団体が混在しているのが市町村の実態である。

小規模町村消滅論の台頭

やっと荒々しい合併の動きが沈静し、町村は、困難を抱えながらも、それぞれに自治の営みに創意工夫を凝らすこととなった。そこへ、今度は、人口減少によって小規模町村は

論 説



大森 彌 (おおもり わたる)

1940年、旧東京市生まれ。東大大学院博士課程修了。東大教養学部教授、学部長を経て、2000年東大定年退職、千葉大学法経学部教授。2005年定年退職。行政学・地方自治論を専攻。地方分権推進委員会の専門委員、日本行政学会理事、自治体学会代表運営委員、社会保障審議会会長・介護給付費分科会会長などを務めた。全国町村会の提言書『21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか』などの原案作成にかかわる。現在、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」「人口減少対策に関する有識者懇談会」座長など。著書に『自治体の長とそれを支える人びと』『人口減少時代を生き抜く自治体』『自治体職員再論』など。

島」をはじめとする町村であることは銘記されてよい。創生法がある限り、国も自治体も人口政策を諦めるわけにはいかない。息長く着実な取組を継続させるしかない。

しかし、国（内閣）は、地方創生、一億総活躍、人づくり革命など、次々と新たな政策を打ち出しており、どこに焦点があるのか定かではないが、町村としては人口減少時代を生き抜いて

「消滅」の危機に瀕するという見方が台頭した。2013年の暮れから打ち出された、いわゆる「増田レポート」は、20〜39歳の若年女性が2010年から2040年の30年間に各市町村でどのくらい減るかを推計し、若年女性が半減し、かつ2040年に人口が1万人未満になると推計される自治体（町村）は「消滅の可能性が高まる」とした。

しかし、法人である自治体は自然には消滅しない。法人の廃止と創設には手続きがある。関係市町村が協議をし、都道府県に申請を出し、認証を受ける必要がある。もし人口減少の進展によって町村が消滅する（こ

「まち・ひと・しごと創生法」への対応

国は、「増田レポート」などをき

かけに、人口減少に歯止めをかけようと、2014年に「まち・ひと・しごと創生法」（以下、創生法）を制定し、「地方創生」の政策に乗り出した。すべての自治体が、それぞれに「人口ビジョン」と「戦略計画」の策定を要請された。自治体は、国から発せられた矢継ぎ早の「技術的助言」に戸惑いながらも、人口減少への対応はよそ事ではないと認識し、一斉に取組を始めた。

特殊合計出生率を置換水準の2.07にまで回復させようとする政策には「決め手」も「奇策」もなく、苦戦を強いられるのは必至であるが、この出生率が2を超えている自治体の大半が鹿児島県伊仙町（いせんちょう）（子宝の

いくため、それぞれの地域の实情に即した地域課題の解決に向けて、住民と共にあらゆる努力をしていく以外にない。地域の資源を巧みに生かす、小さな公共私の拠点をづくり、できるだけお金が地域で回る仕組みを工夫し、地域の個性と魅力で外から人を呼び込む、そういう小規模町村の実践例は既によく知られている。

「自治体戦略2040構想」と町村

ところが、今度は、総理が第32次地方制度調査会に対して、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について」調査審議を求めたのである。

この諮問の背景が総務省の設置した「自治体戦略2040構想研究会」の報告（2018年4月に第1次報告、7月に第2次報告。以下、構想）であったことは明白である。「地方消滅」に警鐘を鳴らした「増田レポート」が設定していた未来は2040年であった。この「増田レポート」から約5年遅れで、今度は、自治体行政のOS（Operating

論 説

System、運営管理の基本仕様)を書き換える必要性を強調する「2040構想」が示された。

高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向かって、人口減少と少子高齢化の進行により、暮らしを支える人材・機能・施設量等が縮減するため、自治体は、標準化された共通基盤を用いた、効率的なサービス提供体制の構築が求められるとしている。キーワードは「標準化」と「効率化」である。その基本的方向として、①スマート自治体への転換、②公共私によるくらしの維持、③圏域マネジメントと二層制の柔軟化、④東京圏のプラットフォームが挙げられており、それぞれに関して自治体行政(OS)の書き換えのポイントが示されている。ここでは③についてコメントしておきたい。町村の今後にとって、特に要注意と思われる内容を含んでいるからである。

「圏域行政の標準化」

構想では、「個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保することによって、人が人とのつながりの

中で生きていける空間を積極的に形成し、人々の暮らしやすさを保障していく必要がある。」とされている。

既述の通り、国が進めた「平成の大合併」は「フルセット型の総合行政主体としての基礎自治体」の形成をめざすものであったから、このフルセット主義を排するということは、特段の合併手法はとらないということになる。それならば、多様な市町村の存在とそれぞれの自主的判断を尊重するのがかというところも、そうではなさそうである。というのは、市町村を規模と能力によって選別することを前提として、これからの自治体行政は、核となる大都市を中心にした圏域単位の行政をスタンダード(標準)にすべきであり、そのため法的枠組みも必要だとしているからである。

市町村の現場では、普通、圏域といえば「日常生活圏」とか「集落生活圏」とか「地域福祉圏」というように、地域住民の自治が及ぶ範囲で、市町村役場を含め多様な活動主体が連携・協働して、全体として「人が人とのつながりの中で生きていける空間」を形成していくことを指している。これならばわかりやすいし、有意義である。

しかし、国が新たにいう「圏域」

とは、中心市とその周辺の市町村が有機的に連携する仕組みを指している。それならば、すでに定住自立圏も連携中枢都市圏も動いている。これらとどこが違うのであろうか。圏域を地方公共団体にする考えはないとされているから、圏域を法律上の行政主体として設定し、その中心市に圏域行政の調整権限を与えることになるのだろう。それが「有機的な連携」の意味合いだろう。

おそらく中心市による調整を受ける構成市町村は、圏域行政による都市機能(公共施設、医療、福祉、商業等)を享受する代償として、自治権の縮小を認めざるをえなくなるだろうし、圏域行政の費用について、直接、間接に応分の負担を求められるだろう。合併推進とは言いにくいから、それと同様の効果が期待できそうな圏域行政を推進しようということかもしれない。

「二層制の柔軟化」

圏域単位の行政をスタンダードにしているとしても、それが無理なところはごつするののか。構想は、「都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていくことも必要

になる」と指摘している。都道府県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出す必要があるという認識である。この点では、すでに都道府県による市町村事務の代替執行制度が設けられている。この代替執行では、事務は町村の名で行われ、効力は町村に帰属する。もし町村側に切実なニーズがあるのであれば、都道府県側が誠実に応じることで、この制度を使っていけばよいはずである。さらに何をすることになるのであろうか。よもや、町村が都道府県への代替執行を強要されることにはならないであろうが、要注意である。

「二層制の柔軟化」というのであれば、「都道府県は市町村のために存在し、市町村と共に協働して自治を担う」という考え方に転換し、広域自治体としてのOS自体を書き換えることが先ではないか。どんなに人口が少なくとも、どんなに財政力が小さくともそこで生き抜こうとしている住民とその代表機関がある限り、その意思を尊重し、そうした町村の存在を認め、その努力を励まし支援することこそを都道府県の新たなOSにすべきではないか。標準化と効率化が強調されるあまり、市町村の多様性と自主性がながしるにされてはならない。

活 動

「未来投資会議」に荒木会長が出席

全 国 町 村 会

第21回未来投資会議(議長・安倍晋三首相)が、11月6日、首相官邸で開かれ、本会から荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)が出席し、地方施策について協議した。

人口減少が続く地方では、地方銀行や地域のバス事業者等の経営が悪化しており、経営統合による経営力の強化を模索する動きがあるが、公

正取引委員会が地域内の寡占化の弊害を懸念し、審査が難航することが指摘されている。このような状況を踏まえ、会議では地域経済の維持発展やインフラの確保のため、これら地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法のあり方や地域における仕事や人材確保等について議論が行われた。

荒木会長は、人口減少社会が続く中で産業やくらしに関するインフラの維持は、町村にとって重要なテーマであるとしたうえで、「地域交通や地域金融は、ひと、もの、かねの循環を支える役割を果たしており、そのあり方は大きな問題である」と強調。

未来への投資を考えるうえで、「新たな価値を生み出すことが課題であり、そのキーワードの一つが我々町村が主張する都市と農山漁村が共生する社会の実現である。人口や経済の奪い合いではなく、地域やひとの



つながりをつくり、活かすことでこれまでとは違う可能性の道が開かれる」と述べた。

関係人口の増加やインバウンドによる都市・地方の連携の重要性も例にして、「地域のインフラをベースにこつした輪が広がることで、私たちが切実に望む地方で仕事をつくることにつながるのではないか」と本会議の今後の協議に期待を寄せた。

また、上田全国知事会長(埼玉県知事)は「過疎地域における競争原理の導入は住民サービスの統廃合につながり、地域の存続に影響する」と述べ、立谷全国市長会長(福島県相馬市長)は、「地方にバスがなくなると、ほかに移動手段のない高齢者は生活ができなくなる。生活ができない地域に将来はない」という悪循環



▲本会からは荒木会長が出席

が起きている」と不安を訴えた。

会議の最後に安倍首相は、「地方銀行や乗合バス等は、地域住民に不可欠なサービスを提供しており、サービスの維持、経営力の強化が課題である。独占禁止法の適用に当たっては、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランス良く勘案し、判断を行っていく。地方におけるサービスの維持を前提とし、経営統合等を可能とする制度を作るか、または予測可能性をもって判断できるよう、透明なルールを整備することを検討したい」と述べた。

また、地方における人材不足については、「若者等が地方へ移住する動きを加速する取組、U・I・Jターンを生み出していくための環境整備、さらには、実務経験豊かな中高年層を含め様々な人材が地方で活躍の場を広げ、地域の活力を引き上げる仕組みを強化し、地域経済を担う多様な人材を確保する。人口急減地域の活性化を図る仕組みの構築も進めていく」と結んだ。

今後、地方銀行や乗合バス等の経営統合問題、地方における人材確保等については、未来投資会議の中に設置された地方施策協議会で議論が行われ、荒木会長が委員として参画する。

政 策 解 説

地方移住、就労に支援金85億円 ＝マッチングの仕組み構築も＝

－2019年度地方創生関係予算概算要求－

内閣府と内閣官房の地方創生関係2019年度予算概算要求は、前年度当初予算比17・3%増の1、228億円と決まった。東京一極集中の是正に向け、地方へ移住、起業した人に最大300万円を支給する支援金制度を創設。自治体の先進的な取り組みを支援する地方創生推進交付金のうち84億8、000万円を充てる。同交付金の総額は150億円増の1、150億円を確保した。19年度は、地方創生に関する現行の政府の総合戦略の最終年度に当たるため、これまでの取り組みを検証し、20年度以降の次期総合戦略の策定につなげる。

6年で地方就労者30万人増

東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県）への転入超過が続いていることを受け、政府は17年度、有識者らで構成する「わくわく地方生活実現会議」（座長・樋口美雄独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）を設置。地方へのUIJターン推進策について検討してきた。報告書では、(1)若者を中心としたUIJターンの抜本的強化(2)女性や高齢者等の活躍の推進(3)地方創生に資する外国人材の活用(4)国民の関心を引きつける効果的・戦略的な情報発信

を柱とした包括的な政策パッケージを策定するよう提言した。

このうち(1)については、各地域の求人情報を全国の求職者に提供し、

マッチングする仕組みによって、若者らの地方就労や後継者不足の企業の事業承継を促すよう提案。併せて、移住者の経済的負担を軽減するため大胆な施策として、地方創生交付金を活用した財政支援を行うよう求めた。

政府は報告を踏まえて、支援策として「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定。移住希望者と移住先のマッチングの仕組み整備や財政支援に加え、総務省が実施している「地域おこし協力隊」の拡充、小中学生の農山漁村体験の充実、在留資格制度の改正による自治体の外国人職員採用拡大などを打ち出した。24年度までの6年間で、UIJターンによって地方で起業したり、就業したりする人を6万人、新規に就業する女性や高齢者を24万人、計

30万人増やすとする目標を設定している。

地域要件は今後検討

19年度予算概算要求は、この政策パッケージに沿ったものとなった。まず支援金制度については、地方創生推進交付金の枠組みを活用し、東京圏から移住して起業した人に最大300万円、地方在住で一定期間職に就いていない状態から起業した人には最大100万円を支給する。

また、中小企業や商店の求人情報を掲載したウェブサイトなど、自治体によるマッチングの仕組みを利用して就職した人には、東京圏からの移住の場合最大100万円、地方で新規就労した場合最大30万円を支給する。いずれも事業費を国と自治体で半額ずつ負担する形。地方創生推進交付金の要求額1、150億円のうち、84億8、000万円をこうした移住・起業などの支援に充てる。

マッチングの仕組みについて政府は当初、全国の求人情報を集約、一覧できるようにウェブサイトを新設することも検討していたが、あくまで各自治体が事業主体となるためそれぞれの意向を尊重し、既にUIJターン推進のサイトなどを運営して

政 策

いる一部の自治体については既存の仕組みを活用してもらうことに。国はこうしたサイトを一覧できるようなウェブページを設けるなどし、各自治体によるマッチングの仕組み構築を支援する。

ただ、東京圏の中にも人口減少により将来的な「消滅可能性都市」と名指されたような小規模市町村もあり、こうした自治体から地方への移住を促すことには慎重意見もある。このため、どの地域から移住した場合に支援対象とするか、地域要件を含めた詳細な制度設計について、9月に新たに設置した「地域魅力創造有識者会議」(座長・増田寛也元総務相)で議論する。

農山漁村体験のコーディネート支援

子どもの農山漁村交流推進事業には、前年度比1,000万円増の3,000万円を要求した。「わくわく地方生活実現会議」の議論では、特に東京圏で生まれ育った若者が地方に触れることのないまま成長するケースが多いなどと委員が指摘。修学旅行などの機会を活用して、できるだけ長期の地方体験を促す方針を報告書に盛り込んだ。これを踏まえ、19年度からは新たに、体験活動に取

り組むとする学校側が受け入れ先の情報を得やすくするよう、インターネットを通じてコーディネート仕組みを整備する。受け入れ可能な地域や現地で活動をサポートする教職員OBなどボランティアの情報を掲載し、学校側の負担を軽減。さらに、体験活動を終えた児童生徒の作文コンテストも行い、教育効果を周知する。政府は年内をめどに小中高校生の農山漁村体験の数値目標を設定する方針で、地方での体験を将来的なUIJターンのきっかけにしたいと考えた。

この他、地方大学の振興には173億5,000万円を計上。このうち、地方大学や経済界と連携して若者の雇用創出などに取り組む自治体を支援する交付金事業は、70億円増の165億円を確保した。18年度に創設した「地方大学・地域産業創生交付金」40億円、地方創生推進交付金の活用分100億円を計上し、文部科学省予算にも25億円を盛り込んだ。自治体には産学官による推進会議を組織した上で、産業振興や人材育成に関するおおむね10年程度の推進計画をつくってもらう。交付金はこの計画のうち原則5年間の取り組みを1年当たり最大約7億円支援するもの。18年度の採択分に加え、19

年度も新規採択分約10件を見込み、要求額を増やした。

また、地方創生施策に関する政府の次期5カ年計画策定に向けた調査研究事業に2億2,000万円を要求。19年度は現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度に当たるため、各地に出向いてのグループインタビューなども含めて、これまでの全国の地方創生の取り組みを総括。20年度以降の新たな総合戦略の策定に反映させる。

自治体に寄付した企業が税制優遇を受けられる「企業版ふるさと納税」の普及促進事業には前年度の2倍の1億円を充てる。16年度に創設した同制度では、18年度の第1回採択分までに全国494のプロジェクトに対して総額1,262億円の寄付が集まったが、内閣府は特に市町村レベルでさらなる制度活用之余地があるとみている。このため、先進的な取り組みを行った自治体や企業に対する大臣表彰制度を実施。事例集なども作成して優良事例を普及させる。

新規事業では、地方創生に関する韓国との国際交流促進に1,000万円を計上。日韓両国は人口減少や少子高齢化、首都への過度な一極集中といった共通の課題を抱えてお

り、解決に向けて閣僚級が出席する定例会議や知見を共有するためのセミナーを開催。それぞれの地方創生施策に生かす考えだ。

「企業版ふるさと納税」、5年延長要望

税制改正要望では、19年度までの期限措置となっている「企業版ふるさと納税」の適用期限を、次期総合戦略の期間に合わせて5年間延長するよう求めた。また、全体事業費が確定する前に企業からの寄付を受けられるようにしたり、地方創生推進交付金などの各種交付金と寄付金を併用して事業費に充てることを認めたりするなど、運用の改善も図る。税額控除の割合は現在、法人住民税と国税の法人税で2割、法人事業税で1割の計3割だが、効果が大きい事業への寄付は割合を引き上げるとも検討する。

また、地方への企業移転を促す「地方拠点強化税制」については、地方の政令市や中核市に事務所や研究所を整備した場合の優遇措置拡充を要望。具体的な拡充の内容は「地域魅力創造有識者会議」で検討する。

(時事通信社内政部 石松 研)

小岳からの白神山地世界遺産地域

現地レポート

町村独自のまちづくり



「幸せを感じられる地域づくり」
ふじさとReデザインプロジェクト

秋田県 藤里町

藤里町の概要

昭和38年、町制施行により「藤里町」が誕生。平成の大合併で全国市町村の合併が進むなか、平成15年度に単独立町を選択し、現在に至っています。平成25年11月に迎えた町制施行50周年を契機に、更なる発展と創意工夫による地域資源を活用した独自の町づくりを目指し、各種事業に取り組んでいます。

藤里町は秋田県の北部に位置し、面積は約282km²、人口は3,315人（平成30年7月住民基本台帳人口）の町です。青森県との県境一帯は標高1,000mを超える山々が連なり、県境にまたがるように白神山地が広がります。世界遺産条約に基づく自然遺産に登録されている遺産地域の秋田県側はすべて藤里町の行政区域内です。

産業面では、従来の農林業、商工業、観光、サービス業などに新たな付加価値を付け、地域に根ざした基幹産業を推進しています。また、白神山水、白神まいたけ、白神牛、白神ラム、白神ホゲツト、白神ワイン、白神りんどうなどオール白神による「白神ブランド化」を目指しています。

藤里町の人口は、平成27年の国勢調査では1,215世帯の3,359人で、昭和35年に比べて361世帯（23.06%）、5,283人（61.13%）減少しています。

これまでの総人口の推移と国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計結果を統合した将来人口の見通しによると、本町は12年後の2030年には2,402人で現在（3,315人）より913人減、27.5%の減少率と推計され、さらに2040年に



フォーラム

は約54・9%減の1,820人になると推測されています。

人口減少の要因としては、少子高齢化、産業基盤の脆弱化による働く場の減少、若年層の町外への流出などが挙げられます。これまで、藤里町まちづくり計画や過疎地域自立促進計画に基づく事業の積極的な実施により、社会基盤については一定の水準を確保しているものの、町全体としての人口減少、少子高齢化には歯止めがかからない状況です。

人口減少、少子高齢化がより一層進むことで、集落などの地域の活力の低下、地域経済の衰退など様々な問題が増える懸念されています。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本町の人口が増加に転じることは難しい状況にあります。将来にわたって本町が持続ある町づくりを進めていくうえで、町民、地域、事業者、団体及び行政などが共通の認識の下で危機感を持ち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組まなければなりません。

地域における想いの再生

本町は昭和40年代まで鉱山と林業を基幹産業としていましたが、高度経済成長期の都市一極集中という社会への対応が遅れ、働く場の減少、人口減少へと繋がっていききました。

人口減少により、地域活動の縮小や住民が交流する場の減少、また、地域を振り返り、地域・地元の魅力に気付く機会が少なくなっている現状にあり、さらにはその魅力に対して体験する場がなかったことで、地元への愛着の希薄化、町の魅力の情報発信不足などが生まれてしまいました。

「町の魅力とは何だろうか？」

普段目にする何気ない景色。土器が出土する数千年も前に先人が移り住んでいた土地。風土は人を育み、山や川との暮らしが作られ、現在の藤里町がデザインされてきました。

「かじさとReデザインプロジェクト」は、藤里町に暮す価値や誇り、想いを再生し、共感から自ら動く人材が育つ地域再生を目指す取組です。世代を超えて愛着が持てる最適なエリア(景観・住み続けたい町の姿・暮らし方)をソフト面・ハード面など多様な視点から考えます。

プロジェクトを通じて地域の魅力を再発見することにより郷土愛を育み、また、訪れた町外の方々にはその魅力を体験していただき、その魅力を発信していただくことで、町内外の「人・モノ・コト」が行き交い、新たな賑わいが生まれることを期待しています。

人・モノ・コトがつながり絶えず循環するエリアをデザインし、町の人口ビジョンによる2040年の「人口目標：2,000人」で暮らしやすい空間、幸せを感じる場所をつくることを目指し、次の施策を展開しています。

- Reデザイン委員会(町づくり委員会)
- 実験・体験の場づくり
- 想いの発信・共有づくり
- 長期エリア構想づくり
- 起業家育成による仕事づくり

Reデザイン委員会

「誰かではなく、自分たちでちよつとずつ。できることからやってみよう」 Reデザイン委員会(住民+地域おこし協力隊)は、藤里町から委嘱された委員により組織され、地域を自分ごととして考え、行動する委員会です。

ディスカッションを行い、藤里の魅力はなにかを考えていきます。また、ワークショップやイベント・コンペティションなど、人と人との関わりをつくり、町の情報を発信することで、町をReデザインしていきます。

委員会の取組は、長年愛された食堂(空き店舗)のリノベーションコンペの運営から始まりました。

町の中心部にあるこの食堂は地域の会合、懇親会と交流の場という役割を果たしてきました。食堂の閉店と共に失われた人々が集まる灯りの再生と地域に対する想いの再生を図り、話し合いは進められました。

町内の若者ら10人によるReデザイン



▲リノベーションにより「かもや堂」として再生

委員会を6〜7月に5回開催、5年後の使われ方のイメージや欲しい設備・機能などを検討し、委員の意見を踏まえて、町が募集要項を取りまとめました。要項には、新たなコミュニティの交流拠点として再生し、若者が人とながる面白さを感じ、「語り、考え、動く」を形にできる場となることや、懐かしさと楽しい価値観が交差するまちあかりスペースとなることを願う、Reデザイン委員の想いが込められました。

「使い手に灯りがともり、行き交う人々もぬくもりを感じるまちあかりスペース」をテーマに、デザイン案の全国公募が行われ、国内外93作品の応募がありました。

最優秀賞に選ばれた作品を基に改修に着手し、新たなコミュニティの交流

フォーラム



▲Reデザイン委員会ワークショップ

拠点「かもや堂」として再生しました。現在は、地域課題を解決するためのワークショップの場、語り・想い・共感をつくる場、また、お試しショップなどのチャレンジもできる自主的に創造的な活動ができる場として、利用者から親しまれています。この取組は、地方創生事例集「小さな拠点・地域運営組織版」に事例として取り上げられました。

想いの発信・共有づくり

地域の豊かさ（人・モノ・暮らし・地域資源）を発信する。映像・雑誌制作にも取り組んでいます。

雑誌づくりでは、地域おこし協力隊を中心に住民編集部を募集し、プロのライターのアドバイスや支援を受けな

から、町の人や暮らしの楽しみ方が分かる雑誌を制作しています。「ゆっくりと自分のペースで進んでいく」という意味を持つ方言を雑誌のタイトルにした、年1回発行の「とんじこんじ」と、月刊誌「とじこじ」を制作しています。どちらの雑誌も町の人にこれまでの人生を語ってもらい記事に残す「聞き書き」を軸にしています。その中には、町の変化、自然や風土のこと、自分の祖父や祖母のことなどが語られています。それらはそのまま今の藤里町を作り上げてきた歴史そのものでもありません。聞き書きの話し手は自らの人生を振り返る良い機会となり、読み手である次世代の人たちにとっては新たな道を模索するときの指標の役目となることを願っています。

◀雑誌「とんじこんじ」



▶月刊「とじこじ」



▲FujisatoREC 野外上映会

「藤里町とはどんな町なのか」の答えに、こんな人たちが住む、こんな暮らしがある町です、と答えることができる雑誌になっていますので、是非読んでいただきたいと思っています。

映像づくりでは、FujisatoREC（フジサトレック）という映像に関するプロジェクトを実施しています。藤里町に関する映像を動画サイトに投稿することで、誰もが参加できる映像のコンペティションになります。プロの映像作家や首都圏大学の協力を得ながら進めており、投稿された作品はその年度のプロモーション動画として編集され公開されます。映像は全国移住ナビのサイトからご覧いただけます。

この取組によりできた映像・雑誌を通して町内外の取組への共感者を増や



▲プロモーション動画

し、また、町民の地元への愛着を生み出すことを期待しています。

長期エリア構想づくり

人口ビジョン2040年の人口2,000人で暮らしやすい空間をデザインするため、Reデザイン委員会と首都圏大学、専門家と連携したエリアデザインに平成28年度から取り組んでいます。

初年度は町中心部を対象に景観基礎調査の実施とエリアデザイン形成方針を作成しました。景観基礎調査では、調査対象エリア内全ての建物（979棟）の外観を目視により調査し、建物用途や構造、屋根・外壁の色彩等を項目ごとにまとめ、景観資源と景観障害要因の抽出を行いました。また、Reデ

フォーラム

サイン委員会におけるワークショップを通じて、景観基礎調査の調査結果の報告や景観スポットの修景整備・活用方法、エリアデザインの形成方針についての意見・要望等を把握しました。これらを踏まえて、エリアデザイン形成方針を次のとおり作成しています。

●景観の将来像

「白神山地の麓で後世に引き継がれる景観を創る」

●景観づくりの方針

- ・自然環境を尊重した景観づくり
- ・生き活きた営みが感じられる景観づくり
- ・藤里町らしい愛着のある景観づくり

●エリアデザイン構想

- ・修景スポットの修景整備
- ・回遊路の修景整備
- ・ルールや助成による景観誘導

2年目は、エリアデザイン構想に掲げた3つの取組を基本に、フィールドワークやワークショップによる意見聴取等、計7回のReデザイン委員会を開催しエリアデザイン構想10か年計画を策定しています。

起業家育成による仕事づくり

本町ではかつて基幹産業であった林業、農業の衰退に加え、誘致企業の撤退・倒産等により、町内での雇用の受け皿が不足しており、町外の職場に依存している状況にあります。

また、町の小売店・飲食店は平成8



▲エリアデザインフィールドワーク

年に55店舗あったものが、平成28年には25店舗と、20年間で半減しています。(藤里町商工云調へ)

外部要因に左右される企業誘致に頼らず、地元での起業・創業が求められています。地元の起業者が少ないことから、地方での起業を目指す人材を呼び込むとともに、住民の起業意欲を掘り起こし、伴走型の起業支援体制を構築すること等を目標とした「藤里町ローカルベンチャー推進事業」に取り組んでいます。白神山地がもたらす地域資源を活かした、ここでしかできない仕事づくりと、それを担う起業家人材の育成に取り組み、小さくとも自立した起業群が複層的に立ち上がる場所を目指すことにより、町内の仕事創出、さらには外からの二地域居住・移住にもつなげて

いきたいと考えています。

まずは、町で起業やなりわいづくりを行いたい人を受け入れ、長年にわたって支えていくことのできる地域の受け皿・土壌を作ること第一の目的として、次の事業を進めています。

1. 地域における事業の推進及び起業家サポート体制の構築
2. 受け入れ有力候補先として、第三者への事業承継希望者の掘り起こし及び広報活動
3. 町の方々を対象に時代の流れやこれからの働き方を学ぶ機会の提供
4. 町内の若手女性を対象に「女性+起業・なりわい」をテーマに体験型の勉強会を開催

最後に

これまでご紹介した事業に一体的に取り組むことで、地元住民の町への愛着を育み、将来の町づくりを住民が考え、つくるきっかけとなることを期待しています。

そして、人・モノ・コトがつながり絶えず循環するエリアをデザインし、町の人口ビジョンによる2040年の「人口目標：2,000人」で暮らしやすい空間、幸せを感じる場所をつくることを目指して事業を展開していきたいと思えます。

藤里町長 佐々木 文明

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際は、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体協約を締結し、実施しているものです。
- 団体協約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]